

宇和島市公告第7号

宇和島市有土地の一般競争入札による公売について

上記について、宇和島市契約規則（規則第56号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月19日

宇和島市長 岡原文彰

記

1. 入札に付する土地

- 【区画①】 所 在 宇和島市大浦甲4番48
地目・地積 雑種地 5,000.18㎡（1,512.55坪）
用途地域 準工業地域
予定価格（最低売却価格） 97,900,000円
- 【区画②】 所 在 宇和島市大浦甲4番49、大浦甲4番56
地目・地積 雑種地 3,905.19㎡（1,181.31坪）
用途地域 準工業地域
予定価格（最低売却価格） 76,500,000円
- 【区画③】 所 在 宇和島市大浦甲3番23、住吉町1009番22
地目・地積 雑種地 2,720.00㎡（822.80坪）
用途地域 工業地域、準工業地域
予定価格（最低売却価格） 51,300,000円
- 【区画④】 所 在 宇和島市大浦甲23番29
地目・地積 雑種地 1,684.00㎡（509.41坪）
用途地域 準工業地域
予定価格（最低売却価格） 33,000,000円

2. 入札参加申込

- (1) 期間 令和6年4月1日（月）～令和6年4月19日（金）
（土曜日、日曜日を除く。）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (2) 方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- (3) 場所 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市産業経済部商工観光課商工係（市役所7階）

3. 入札に参加できない者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業に供しようとする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のいずれかに該当する者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 施設の管理を行う資産その他経営の規模及びその能力を有していない者

4. 質疑の受付

- (1) 期間 令和6年3月19日（火）～令和6年4月12日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (2) 提出方法 メール、持参または郵送（受付期間内必着）
※口頭、電話等による質疑は受け付け出来ません。
- (3) 提出先 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市産業経済部商工観光課商工係（市役所7階）
メールアドレス shoko2@city.uwajima.lg.jp

5. 現地説明会

現地説明会は実施しない。事前に各自で現地確認を行うこと。

6. 契約条項

- (1) 用途は港湾関連施設（但し、餌料・飼料製造施設、餌料保管施設は除く。）に限定する。
- (2) 売買物件の使用において、車両出入口の設置は臨港道路側に限定する。
- (3) 落札者は、落札日から起算して7日以内に市有地土地売買仮契約書により売買契約を締結しなければならないものとする。
- (4) 仮契約は、売却について宇和島市議会の承認を得られた日に本契約とする。
- (5) 代金の納付方法
 - ①本契約締結後7日以内に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた金額を一括して市指定金融機関に納付する方法
 - ②本契約締結後10日以内に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた契約保証金（売買代金の100分の10以上に相当する額）を納付し、指定期日（本契約日より30日以内）までに売買代金から契約保証金を差し引いた金額を市指定金融機関に納付する方法
- (6) 売買代金納付後、速やかに所有権の移転登記を行う。これに要する費用は落札者の負担とする。
- (7) 本契約日から10年間は、当該土地に係る所有権、地上権、その他の使用若しくは収益を目的とする権利、又は抵当権、質権その他の担保物件の設定又は移転をすることが出来ないものとする。
- (8) 当該土地について、臨港道路新樺崎1号線（樺崎大橋）の供用開始日から起算して3年以内に事業計画に記載する事業の操業を開始しなければならないものとする。

7. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月9日（木）午前10時00分～
- (2) 場所 宇和島市役所 7階 701会議室

8. 入札の方法

一般競争入札（郵便による入札は認めない。）

入札は区画①、区画②、区画③、区画④の順に実施

（申込みがあった区画であっても、入札前であれば、辞退することが出来るものとする。）

9. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則または、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 代理権限のない者のした入札
- (4) 1回の入札に2以上の入札をしたとき
- (5) 入札記載の金額、氏名又は印形が確認し難い入札
- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった入札
- (10) その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき

10. 入札保証金

- (1) 入札金額の100分の5以上を、現金もしくは小切手（ただし、市長が確実と認める金融機関が自己を支払人として振り出した小切手に限る）をもって入札開始前に市へ預託すること。
- (2) 落札者以外の方には開札終了後速やかにこれを還付する。落札者が納付した入札保証金は契約締結時の契約保証金の一部に充当する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その者に係る入札保証金及び契約保証金は市に帰属する。
 - ①入札者が入札について不正があったとき
 - ②入札者が入札を取り消したとき
 - ③落札者が指定期間内に契約を締結しないとき
 - ④契約締結者が指定期間内に売買代金（残金）を納付しないとき

11. 入札執行の際に持参するもの

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加資格確認後交付）
- (2) 入札保証金

- (3) 入室して入札を行う者の印鑑
- (4) 本人であることを証するもの（免許証等）
- (5) 筆記用具 ※鉛筆は認めない
- (6) 大浦地区産業用地一般競争入札売払案内書
- (7) 委任代理人の場合はその代理権限を証する書面

1 2. その他

この入札に参加する場合に守らなければならない事項は宇和島市契約規則に基づくものとする。

【連絡・問合せ先】

宇和島市役所産業経済部商工観光課商工係
電話 0895-24-1111